平成２３年（フ）第２８２８号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―1312号
債務者　土井　啓義
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８５９号
大阪府高槻市大蔵司２丁目33番20号
債務者　眞瀬　和弘
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１２９号
大阪府枚方市小倉町７番３号
債務者　白梅工務店こと　白梅　行浩
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５８号
大阪府茨木市南春日丘１丁目８番36号
債務者　宮本　昌治
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２０７号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目７番16―403号
債務者　髙野　秀司
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２７０号
大阪市生野区小路東６丁目１番18号　ラガーパレス402
債務者　増田　茂信
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２９８号
大阪府守口市藤田町５丁目23番７号
債務者　兼重　吉昭
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３３５号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅18―514号
債務者　福本　　勧
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３６４号
大阪市西成区岸里東１丁目15番18号　マンション小川201号
債務者　川本　邦博
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３７８号
大阪府門真市城垣町22番５号　ロイヤル富士307号
債務者　一ノ瀬歩美（旧姓南）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３８０号
大阪府東大阪市加納３丁目２番９号
債務者　蒸野　征惠
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４００号
大阪府枚方市西牧野１丁目13番29号
債務者　小野　　寛
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４３１号
大阪府吹田市内本町１丁目13番６号
債務者　渡部　政幸
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４３３号
大阪府寝屋川市八坂町30番７号
債務者　掛園順一郎
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４４号
大阪府寝屋川市萱島南町３番15号
債務者　山下　計市
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５０号
大阪府八尾市北本町２―10―54　医療法人気象会東朋八尾病院内、住民票上の住所大阪府八尾市相生町４丁目３番３―106号
債務者　澤田　　要
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５１号
大阪府八尾市弓削町南１丁目16番地　アクアヒルズ115号
債務者　奥田カヲリ
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部